

令和8年第3回定例会

# 江東区教育委員会会議録

令和8年3月26日（木）

江東区教育委員会

## 令和8年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和8年3月26日(木)午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和8年3月26日(木)午後3時16分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、安部敏啓(教育長職務代理者)、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱(整備担当課長事務取扱)、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、瀧川学務課長、金指指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、青山文化観光課長
- 6 議題
  - 日程第1 教育長職務代理者の指名について
  - 日程第2 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
  - 日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 日程第4 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
  - 日程第5 議案第18号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
  - 日程第6 議案第19号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
  - 日程第7 議案第20号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
  - (1) 令和8年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について
  - (2) 江東区立学校における働き方改革推進プランの改定について
  - (3) 令和7年度学校及び幼稚園職場の労働安全衛生について
  - (4) 令和7年度江東区立中学校及び義務教育学校(後期課程)生徒進路状況について
  - (5) 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部改正について
  - (6) 江東区文化財の指定解除について

## 8 追加議事案件

### 議案第21号 審査請求に対する裁決について

## 9 追加報告事項

### 1 教育委員会事務局管理職の人事について

## 10 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和8年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

本日の進行ですが、議事進行上の都合から、初めに報告事項6について報告を受けた後に審議に入ります。

それでは、初めに、報告事項6 江東区文化財の指定解除についてを説明願います。

文化観光課長。

青山文化観光課長 それでは、江東区文化財の指定解除について御報告いたします。

1の文化財の指定解除でございます。

種類は工芸技術、(1)簾製作となりまして、森下2-14-6-303、豊田勇様でございます。

令和8年3月3日死亡のため、指定を解除するものでございます。

享年87歳ということでした。

机上の参考資料を御覧いただければと思いますが、すだれは真竹のひごですとか、萩の枝、それから、蒲のよしなどを糸で編み連ねたものでございまして、夏の生活には欠かせない伝統工芸品でございます。また、ほかに御簾や簾戸などがありまして、神前や劇場などでおはやし方を隠すための仕切りなどとしても使用されております。

豊田勇氏は、昭和13年、新大橋で生まれまして、祖父の丑次郎氏から父盛雄氏へと受け継がれてきた家業を継がれまして、一般的なすだれのほか、歌舞伎などの芝居用の御簾を手がけ、その技術は高く評価されてきました。

そして、昭和57年3月15日に江東区の登録無形文化財保持者に認定されまして、さらに平成20年3月28日に江東区指定無形文化財保持者認定を受けたということでございます。

御報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございました。  
この方の後を継がれている方とか、そういう方はいらっしゃいますか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 豊田勇様につきましては、確認いたしましたところ、残念ながら後継者の方は、お子さんまたはお弟子さんはいらっしゃらないということで、江東区としましては、すだれ製作をされる方はもういらっしゃらなくなったということでございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。  
この方の今までの作品で、区が保有しているものというのはあつたりするのでしょうか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 区が保有しているものですが、今こちらではちょっと確認できていないのですが、私ども文化観光課としましても、文化財保持者の方から有償で伝統工芸品などを購入するというのをやっておりますので、何点かはあるかと思えます。  
なお、昨年秋頃に、豊田勇様がまだ御存命のときに、江東区のほうにということすだれの作品を御提供いただきまして、それを一時期、2階のエレベーター前に展示させていただいていたということがございますので、物としてはございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。  
なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

青山文化観光課長 ありがとうございました。

本 多 教 育 長 それでは、審議に入ります。  
日程第1 教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。  
教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長が指名することとなっております。

す。

現在は安部委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、令和8年3月31日をもってその任期が終了いたします。

そのため、新たに令和8年4月1日からの教育長職務代理者につきましては、鈴木委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、鈴木委員より御挨拶いただきたいと思います。

鈴木委員、お願いたします。

鈴木委員 このたび、教育委員会の重要な職務であります教育長職務代理者に就任させていただくことになりました。

教育長を補佐して、教育諸課題の解決に向けて引き続き貢献できるように職務に全うしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

本多教育長 鈴木委員、ありがとうございました。

以上で、本件を終了いたします。

次に、日程第2 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第15号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、資料1をお願いいたします。

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

本規則は、教育委員会の組織及び事務分掌を定める規則でございます。

令和8年4月1日付で組織改正が行われるため、規定整備を行うものでございます。

改正の概要でございますが、庶務課に現在ございます「教育政策調整

係」を「教育政策推進係」と名称を改め、また、分掌事務を追加するものでございます。

次ページ以降が新旧対照表ですので、御参照をお願いいたします。

なお、本規則は令和8年4月1日から施行いたします。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長      本案について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      御説明ありがとうございました。  
多分、調整係としてもともと存在していて、それを推進係にするという形で、何かこうするためのメリットというか、これまであったデメリットとか、どういったものがあるか教えてください。

本 多 教 育 長      庶務課長。

瀧澤庶務課長      こちら、新旧対照表のほうを御覧いただければと存じますが、第7条で分掌事務として、今回、教育政策推進係に新たに付加された分掌事務として、1、教育政策の企画及び総合調整に関すること、また、10番目にその他特命事項に関することということで、これまで、いわゆる区役所全体で言いますと企画課企画政策部門のところは教育として若干弱いといえますか、専管事項がなかった部分がございます。そのため、今回、係名称を変更するとともに、後ほど管理職の人事について御説明いたしますが、担当課長1名を新たに配置することになりましたので、こちらによって教育政策の企画調整を充実させていくという意図でございます。

以上になります。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
日程第2につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      御異議ございませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第3 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。  
本案について事務局より説明願います。  
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則。  
上記の議案を提出する。  
令和8年3月26日。  
提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第16号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。  
資料2をお願いいたします。  
改正の趣旨でございますが、子ども子育て支援法改正に伴い、子ども子育て支援納付金の徴収が開始されることとなったため、本規則で様式として規定している職員別給与簿の項目に追加をするものでございます。  
なお、様式の記載欄の都合上、一部省略して記載欄には「共済子ども」という記載内容としての改正となっております。  
新旧対照表につきましては、2ページ以降を御参照願えればと存じます。  
施行期日については、令和8年4月1日よりとしてございます。  
説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
日程第3につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第4 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。  
本案について事務局より説明願います。  
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。  
上記の議案を提出する。

令和8年3月26日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、  
本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第17号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

資料3をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、特別区人事委員会勧告に伴う給与改正などを踏まえた規則の改正となっております。

改正の内容でございますが、大きく2点ございます。

まず、1点目といたしまして、期末手当の算定において、欠勤等の日数に高齢者部分休業、育児部分休業、子育て部分休暇を算入しないことを定めるものでございます。

これは、改正前には欠勤等の取扱いの対象としておりましたが、この3つの休暇、休業について算入しないという変更になるものでございます。

2点目といたしまして、主務教諭の設置に伴い、こちらは後ほど御審議をいただきます内容ですが、江東区立学校の管理運営に関する規則の改正が行われることに伴い、当該規則を引用している箇所において修正を行うものでございます。

別表中の職員区分を、「職員のうちその属する職務の級が2級であるもの」という表記に改めるものでございます。

新旧対照表は2ページ以降にございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第4につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第18号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第18号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第18号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

資料4をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、特別区人事委員会勧告に伴う給与改正などを踏まえた規則の改正となっております。

改正の内容につきましては、大きく3点でございます。

まず、1点目として、昨年11月25日に特別区人事委員会勧告に基づき、江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を改正いたしましたところでございますが、その際、令和7年12月の支給について、勤勉手当を0.025月引き上げることを御決定いただいたところでございます。今回の改正は、この引上げ分を令和8年度においては6月と12月に振り分けるための改正となっております。

2点目といたしまして、高齢者部分休業及び病気休暇の取扱いにつきまして、それぞれの取得期間が30日を超えた場合に限り、欠勤等に算定する旨を定めるものでございます。

これまでは1日目から休業及び休暇を取った場合、欠勤等の日数に加算をしていたものを変更するものでございます。

3点目でございます。

こちら、先ほどの期末手当の規則改正でも御説明をいたしましたが、江東区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、別表中の職員区分を改めるものでございます。先ほどの期末手当の御説明と改正内容は同一となっております。

新旧対照表は2ページ以降となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

日程第5につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第19号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第19号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 それでは、本件について御説明します。

資料5を御覧ください。

改正の理由としましては、項番の1、学校教育法等の改正に伴い、規定を整備するものであります。

改定の内容につきましては、項番の2にありますように、学校に置くことのできる職として新たに主務教諭の職が設置されるとともに、校務分掌上の主任教諭についての規定を整備するものでございます。

改定の内容は大きく2点ございまして、1点目は、小中学校等に設置される主務教諭を主任教諭に読み替える改正です。

東京都においては、既に設置されている主任教諭が主務教諭に該当するため、読替規定を設けるものです。

2点目は、幼稚園における主任教諭に係る準用規定を削除し、主任教諭を設置する改正です。

従来、準用していた規定では幼稚園の主任教諭の性質に合致しないため、別途、主任教諭を設置するものであります。

詳細については、新旧対照表に示しているとおりで。

なお、この変更は令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。  
私はこれを読んでもよく分からなくて、主務教諭を新たにつくると言いながら、改正案で主務教諭の職名は主任教諭とするということで、結局、主任教諭なのかなという感じで、主任教諭と主務教諭が2つ存在していて、でも主任教諭と呼ぶということなのか、ちょっと呼び名のことをまず教えていただきたいのと、結局、先生のお仕事として、具体的に何がどういうふうになるのかなというのがあれば教えてください。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 まず、主任教諭についてなんですけど、平成21年度から東京都には主任教諭という職層がございまして、学校でもそういった職で働いている方がおりました。

このたび、全国的に教諭と主幹教諭の間に主務教諭という職層を設定できるというようになりましたので、東京都においては、この主任教諭というものを主務教諭と呼ぶのではなく、これまでどおり主任教諭というふうに呼ぶということで、名称をそのまま変えずに設置されるというようなことになっております。

その任務ですけれども、主任教諭の担当するものは、教諭やその他の職員間における総合的な調整を行う役割というふうに示されておりました、そういった役割を担う主任教諭となります。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 すみません。今、東京都だけ主任教諭というのはもともとあったよという話で、じゃ、具体的にはそんなにこの東京都、または江東区においては、変わらないと思っていいのでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 特に東京都においては混乱なく、主務教諭というものがイコール主任教諭ということで、学校では理解をしている状況ではあります。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

じゃ、主務教諭という言葉は今後あまり出てこないというか、もう主任教諭で今までどおりいくという感じの認識で間違いないでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 東京都においてそのように置き換えるということで、今回、区のほうにもそういった変更をしているところですので、名称としては主任教諭のままということで捉えられていいと思います。  
以上です。

本多教育長 よろしいですか。

全国的には主務教諭というのが後からできたということで、先行して東京都は主任教諭というのを置いていて、それがまさに重なるので、東京都はそのまま主任教諭でいきますよということになっていて、それに基づいて区の管理運営規則も変えますという形になったということで、混乱は学校現場ではないということです。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第6について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第20号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第20号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 資料6をお願いいたします。

この規則は、学校運営協議会に関する必要な事項を定めている規則でございますが、今回の改正は、1、改正趣旨に記載のとおり、給特法の改正を踏まえた条文の追記と実務に沿った文言修正を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、学校運営協議会の主な役割の1つに、学校運営に関する基本的な方針を承認するということがございます。法改正によりまして、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、この基本的な方針の中に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされました。

(1)は、規則第4条第1項の中に第6号を加えるもの、(2)は、学校運営協議会の実務に沿った文言修正として、「会議録」から提出様式の名称である「報告書」に改めるものでございます。

新旧対照表につきましては、2ページを御覧願います。

施行期日は令和8年4月1日としてございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。  
このことで、今までと比べて、例えば校長先生であるとかどなたかのお仕事が変わったり、業務量が増えたりすることはありますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 この後、報告事項の2番で説明あろうかと思えますけれども、働き方改革の一層の推進のため、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられておりまして、江東区としての内容は、働き方改革推進プランに記載をされております。

その内容を踏まえまして、コミュニティ・スクール各校においては、学校医に関する基本的な方針の中に具体的な取組内容を記載していただくということになりまして、この取組が進むことによりまして、働き方改革の推進がなされるという認識でございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

項目として成立すれば、今まで以上にちゃんと報告しなきゃいけないので、学校としては学運協に対してそれを示していくので、増えるか増えないかと言えば、微妙に増える。でも、結局それをするによって、働き方改革が進むというふうに考えていけば、そんなに大きなことではないのと、もともと働き方改革を学校でしっかり進めていく部分では、見ていかなきゃいけないことなので、それを学運協の方々にお示しして、それについて学運協の方々から御意見をいただいたり、もっと進めたほうがいいんじゃないとか、または協力していただくとか、そういった

部分では前に進めるための一歩というふうに捉えていただければいいと思います。

安部委員。

安部委員 すみません。ちなみになんですけど、学運協って最低年に3回はやらないといけないとかルールがあったと思うんですけど、その健康に関するものですとかの報告というのは、都度やらないといけないものになりますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 学校運営協議会の中では、基本的な方針を承認いただくということになりますので、イメージとしては、翌年度を迎える前のタイミングで次年度の基本的な方針をお示しいただいて、審議がなされるということになろうかと思います。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

誤解していました。じゃ、方針を学運協に出していただくだけで、1年間先生方が例えばこんな感じでしたとか、それを報告してもらう場ではないということ合っていますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 規則改正の趣旨としては、その方向性を盛り込むというところがございますが、当然ながら取組状況の報告が各校ごとになされるかどうかというところは、各校判断かというふうに認識してございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

毎回じゃなくて、要するに次年度に向けて今年度これだけの状況でしたという報告をして、今後こうしていきますよという方針を示していくことになります。毎回ではなくて大丈夫かなと思っています。よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第7につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございま

せんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和8年第1回区議会定例会(教育委員会関係)についてを説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、令和8年第1回区議会定例会(教育委員会関係)について御報告いたします。

資料7を御覧願います。

令和8年第1回定例会は、2月19日及び20日の本会議で6名の代表質問、6名の一般質問が行われ、全体で43本の質問がございました。このうち教育関連では資料に記載のとおり、代表質問3名、一般質問3名、計6名の方から質問がございました。

質問と答弁の概要は記載のとおりでございます。

質問者と質問骨子を御紹介させていただきます。

まず、代表質問は、自参無の川北直人議員が、教育施策についてとして、1点目、不登校児童・生徒への支援について、スクールソーシャルワーカーの段階的な配置拡充の見解、誰ともつながらないケースについての実態把握、区独自のオンラインブリッジスクールの開設についての見解、2点目、幼児教育について、私立幼稚園への補助についてどのような意義を持って実施され、どのように幼児教育の質の向上をさせるのか、特別な支援が必要な園児の受入れについての見解、今後の幼児教育の提供体制についての見解という質問に対し、記載の答弁をいたしました。

代表質問の2人目、公明のさがやまともえ議員が、教育についてとして、1点目、(仮称)教育推進プラン・江東(第3期)について、第2期プランの成果と課題、第3期の新たな取組、基本的な考え方を伺う、2点目、幼稚園教育について、私立幼稚園における給食費預かり保育の無償化を目指すべきと考えるが区の認識を伺う、幼稚園と保育園の支援の在り方を一貫した方向性を持って進めるよう、幼児教育政策とこども・子育て会議の役割を含めた今後の方向性について区の見解、3点目、教育費負担の軽減と教育現場の持続可能性について、教材費・学用品の無償化について教員の働き方改革と一体で検討・推進していく考えはあるか区の認識を伺う、都教育委員会では統合型校務支援システムの共通化方針を策定し、令和10年度から段階的に実施するとしているが、区として校務DXの共通化にどのように関与し、教員の業務負担軽減につなげていくのかといった質問がございました。

代表質問の3人目、清風会、米沢和裕議員は、教育とAIの関わりに

ついてとして、今現在、本区の学校におけるA Iの活用状況を伺う、今後の教育におけるこどもたちとA Iの関わり方、A Iの活用についての認識を伺うという質問がございました。

一般質問では、共産の西部ただし議員が、教育についてとして、1、教育費の負担軽減について、2、就学援助について、3、奨学金について、4、スクールソーシャルワーカーについて、5、学習支援員について、6、小1支援員についての質問がございました。

一般質問の2人目、公明の高村きよみ議員は、教育施策についてとして、1点目、不登校児童・生徒への支援について、校内別室指導教室について、ブリッジスクールについて、不登校対策の今後の展望について、2点目、特別に配慮が必要な児童・生徒への支援について、3点目、日本語指導が必要な児童・生徒への支援についてといった質問がございました。

一般質問の3人目、自参無の吉田由紀子議員は、農業体験と有機米導入についてとして、1点目、体験型農業学習について、2点目、有機米の試験導入について、3点目、田んぼ体験と有機米導入を連動させた江東区モデルの構築についてといった質問がございました。

答弁につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。後ほど、お目通しいただければと存じます。

次に、特別委員会について御報告いたします。

2月24日に、一般会計補正予算（第5号）を審査する令和7年度予算審査特別委員会が、また、2月25日から3月4日にかけて、令和8年度予算を審査する令和8年度予算審査特別委員会が開催されました。

このうち、教育費の審査における質問につきましては、資料の10ページに記載のとおり、各会派11名から質問があり、朝の居場所づくり、地域クラブ活動、不登校児童・生徒への支援、放課後児童支援員等についての質問がございました。教育委員会の担当課長が答弁してございます。

次に、3月11日の文教委員会につきまして御報告いたします。

11ページを御覧願います。

議題は記載の33件です。議題の2と3は、先日の教育委員会で御審議の上、御決定いただいたものでございます。議会においても全て可決されました。

次に、議題4から33までは、いずれも継続審査となっている陳情です。

動きのあったもののみ御説明いたします。

議題16 6陳情第25号及び議題31 7陳情62号は、私立幼稚園でのこどもの骨折事故をめぐる保護者の陳情で、これまでの区の対応と幼稚園の改善報告書の修正に関し保護者の回答待ちである旨、答弁し、継続審査となりました。

議題26、7陳情第32号の4、小学生がもっと区で楽しめるように、そして健康でいられるための陳情は、文教委員長が陳情者に説明を行い、取下げの意向を確認したが、現在取下げの途中で報告があり、今回は継続審査となりました。

次に、12ページ、2の報告事項でございます。

記載の11件でございますが、いずれも教育委員会におきまして、御報告、御協議をいただいた案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和8年第1回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 いろいろありがとうございました。

陳情のことで教えてほしいんですけど、先ほど御説明いただいた26番目の、小学生がもっと区で楽しめるように、そして健康でいられるための陳情というのは、これは何か具体性がある内容なんでしょうか。これだけだと、それをやっているようになってしまうと思うので、頑張っていますになっちゃうと思うんですけど、何か特別な思いがあってわざわざこういうのをお出しになられているのかなというのが、もし何か具体があれば教えてください。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 こちらの陳情ですけれども、小学校6年生から出された陳情でございます。

内容は大変多岐にわたっておりまして、常任委員会、5委員会ありますけれども、それぞれに分割して付託をされたものでございます。

文教委員会に付託された内容といたしましては、例えば塾の時間を夜9時までには制限してほしいですとか、あとは学校に渡り廊下がないので渡り廊下を設置してほしいですとか、あとは、ほかの委員会に付託されたものでは、例えば夜間、車の騒音がうるさいので規制できないかとか、雨の日でも遊べる公園が欲しいとか、そういったかなり個別具体的なそれぞれの陳情が出されたところでございます。

こちらの陳情ですけれども、先般、ただいま開催されています第1回定例会の各委員会において、これまでの審議を経た上で陳情者へ取下げを依頼してはどうかというまとめになって、陳情者のほうに各委員長のほうから御説明したところ、取り下げるということで、各委員会のほうで報告があったところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

6年生からの提起ということで、陳情を小学生というか、未成年の方がなさるといのが僕はちょっと衝撃だったんですけども、そういうことが可能なものだということを僕は知らなくて勉強になりました。

多分取り下げたとしても、個別のものの中に、みんなで検討していいものは取り入れればいいだけの話だと思うので、いいものがあれば取り入れてほしいなと思います。

以上です。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2 江東区立学校における働き方改革推進プランの改定についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、報告事項2 江東区立学校における働き方改革推進プランの改定について御説明をいたします。

資料8-1から8-3までございますが、8-1を御参照お願いいたします。

初めに、概要でございます。国の給特法改正により、各地区教育委員会では、教員の働き方を改善し、働きやすい、働きがいのある職場づくりのために、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することが義務づけられました。

本区では平成30年に、江東区立学校における働き方改革推進プランを策定し、2度の改定をしながら、これまでも教員の働き方改革を進めてきたところでございますが、ちょうど令和7年度でこのプランの期間満了になりますことと併せ、この今回義務化された国の規定と併せて改定をし、新たな目標の設定や取組を進めていくこととしたものでございます。

具体的に、改定するプランのポイントについての御説明をいたします。

資料8-2をお願いいたします。

こちらが改定の概要をまとめたものでございます。左側2の目標設定でございますが、こちらは国の指針に基づいたものでございます。教員の時間外在校時間、一般的に言うところの残業時間に相当するものでございますが、これが月45時間以下の教員を100%にすること、また、年間で360時間以下の職員についても100%にすることを目指すも

のでございます。あわせて、成果指標として教員のワーク・ライフ・バランスや仕事に対するやりがいも目標といたします。

右側の3番が重点的に取り組む事項でございます。

国が定めました学校と教員の業務の3分類に基づき、本区にあった取組を記載したものでございます。ここでは抜粋して記載をしてございます。全ての内容につきましては、資料8-3が本編になってございますので、御参照いただければと存じます。

4番目、フォローアップでございます。

この計画の実施状況につきましては、教育委員会及び総合教育会議で定期的に点検・評価するとともに、実施状況について区のホームページ等で公表してまいります。

プランの全文は先ほど御説明いたしました、資料8-3になりますので、御参照いただければと存じます。

本プランは、国の給特法改正に伴う義務化に基づき、国や都の方針、また、指針に基づいた数値目標や重点取組のうち、本区に沿った内容を計画化したものでございます。

引き続き、このプランを基に、教育委員会、学校、教員自らも含め、みんなで働き方改革を進めてまいりたいと存じます。

働き方改革で大切なものは、今回、成果指標にも挙げました、教員一人一人が仕事に対するやりがいをいかに実感できるかということだと考えております。各学校や地域、教育委員会事務局共に、まずできることは何か、今の業務で見直せるものはどれか、どうすればよりよくなるかを考え、話し合い、特定の人に過度な負担が行かないように進めていくことが大切であり、共に考え、進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴 木 委 員      今のこの表の業務3分類の抜粋の中の学校以外が担うべき業務、「③学校徴収金の徴収」と書いてありますね。これは、現在どんなものをまだ徴収しているのでしょうか。

本 多 教 育 長      庶務課長。

瀧澤庶務課長      学校徴収金でございます。いわゆる保護者から徴収をして、学校で購入をするために集めているものになります。

具体的には修学旅行ですとか移動教室等の費用、また、あと副教材、あるいは学用品など学校でまとめて購入しているもの、それについて学校で今徴収しているところでございます。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、それは基本的に現金で袋か何かに入れて持ってきてくださいで、こどもが持って、はいつて渡すみたいな、昔はそうでしたけれども、どんなふうな。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 現在においては、例えば学校の指定の口座に振込をするですとか、あとは修学旅行などについては、一部でこちらの集金の負担軽減のために、いわゆる旅行代理店等での旅行積立てなどを活用するような形というのがあります。そうなりますと、学校徴収金として徴収しなくなりますので、今後はそういった形で、例えば事業者について徴収するですとか、学校を経由しないで金銭管理、あるいは必要な物品を購入するといった、そういったところが今後の学校以外で担うべき業務として、学校徴収金取組削減に向けて検討していく内容になろうかと考えてございます。  
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、今は振込とかいろんなやり方があるから、実際、徴収しているという作業はなくて、通知と結果だけ見るということが残るということでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 直接お金を扱うというところは各学校の取組でやっているんですが、一方で、例えばまだ振込をしていない未納の方への督促ですとか、あとは購入金の精算ですとか、そういったところが学校での負担となっていると聞いているところでございます。  
以上でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 それは、学校のクラスの担任がやっている仕事ということなんでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 例えば、各学校において保護者への案内ですとか徴収を学校で一部担っている、これは学校の教員がやっているというところが負担になっているという感じです。

また一方で、学校全体で言えば、学校事務がそういったところの金銭管理ですとか、そういったところを行うということもしておりますので、ただ一方で、今委員おっしゃったように、保護者への例えば依頼ですとか督促ですとか、そういうところを一部まだ担任が、学校教員が担っている部分があるということで、そちらの負担軽減ということを今後検討していくというものになります。

以上でございます。

鈴 木 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 今の件ですけど、結構細かい仕事がありまして、教員から保護者への案内もそうですけど、銀行から要するに引き落としで学校の口座に入っただけのものを業者に対して支払いをしなきゃいけないんです。その手続を教員がやったりする、それも手間なんですね。それが、振替ができる業者もあれば、最近はそのほとんどだと思いますけど、中には現金化して下ろしてきて、それを業者が回収しに来たときに払うとか、そういった細かいこともあるので、それを学校以外が担うべき業務に位置づけて、学校教員以外の方がやるようにしましょうということなんですね。

ただ、このことについては、今、無償化を様々進めていますので、まず給食費のことを考えなくてよくなった、それから、宿泊行事についても考えなくてよくなったということで、今、学校に話をしているのは、保護者から徴収することをしないような学校運営ができないかという話をしています。

どういうことかという、学校が備品として購入したものをこどもたちで活用する形にして、保護者が個人的に買わなくてもいいようなものにしていくでありますとか、様々そうすることによって徴収する機会が減るということと、保護者の手間もなくなりますし、学校の手間もなくなるということがある。また、そこのところについて考え直すということであったり。

それ以外のところでも、例えば保護者が銀行口座とか、今、郵便局とか、そういった口座を使っていますけど、保護者の中にはそれ自体も面倒くさいという実は御意見もあり、例えばP a y P a yで払えないとかそういったものもあるので、今後そういったことも総合的に踏まえた上で、例えば保護者が個人的に注文して支払いができるとか、学校が間に入らないとか、要するに簡便的に支払いができるようにするとか、そ

ういったことを踏まえて、ちょっと先を見据えて検討を始めているところであります。

以上です。

安部委員。

安部委員　今の部分、先生方は毎年毎年、結構悲鳴を上げているのを僕は聞いていて、すごく御苦労されているというふうな感じなので、本当に何とかならんかなと思う一方で、もう完全にそれが今の教育長のお話のようになくなればいいんですけど、やっぱりPTAだったりすると、例えば今なんかは卒業アルバムとかそういうのも、義務じゃないけれども何となく慣例的にやっていることでお金を徴収したり、卒業を祝う会のためのお金を集めたりとか、どうしてもあつたりすると思うんですよね。

それをもうみんなでどうするのかというのを考えていかないといけないんですけど、今、給食費がなくなったから大分楽なのかもしれないんですけど、一元的にやっぱり先生方が、学校って多分、会計担当って大体どこでも据えているんじゃないかと思うんですよね。その先生がやっぱり結構すごい大変な思いをされているのを見ているので、気の毒だなという感じなので、ちょっとみんなで何とか、教育委員会のほうでデジタル化という名目で何か引き取れるものがあればいいなと思っています。

ただ、この際、これを全部やめちゃいましょうよじゃなくて、やるんだけど、それを誰かが担ってくれればいいという話かなと思うので、ちょっと前向きに何か自分も手伝えることがあればなと思っています。

もう一つ、先ほどの目標設定の時間の、先生方は1か月45時間以下で年間で360時間、36協定みたいなものだと思うんですけど、これを今管理しているのはどなたになりますか。

本多教育長　庶務課長。

瀧澤庶務課長　勤務時間でございますので、当然、学校そのものの各教員の働き方ということになりますと、管理しているのは校長が管理責任者になります。

私どものほうも出退勤の時間というのは把握しておりますので、全体で今後こちらを検討していくに当たっても、各学校の状況はどうか、今後どういうふうに変化していくのかということも、こちらのほうで把握しているところでございます。

以上でございます。

本多教育長　安部委員。

安部委員　朝、教員の先生が例えば、どこか分からないんですけど、学校によっては、うちが見ているところだと、職員室に必ず先生方がいらしてピ

ッとやっつけていらっしやるので、それをもって学校に来ましたよと、これから時間が始まりますよということかなと思っているんですけど、その情報というのはもうダイレクトに教育委員会のこちらでは認識できているものですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長 こちら、集計でデータとして把握できるものでございます。  
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。  
だとすると、例えばこの月当たりの時間を超えていたり、年間で、もうちょうど年間が終わろうとしていますけれども、360時間を超えてしまっている先生って実際はどのぐらいの人がいるものですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長 単体で全ての正確な集計ではないんですけれども、現在、1か月45時間以下の教員というものは、小学校、中学校とも、大まかな数字ですけど約6割の職員が達成しております。

また、年間で360時間についても、これは要は月でならずと月30時間になりますので、当然、学校は月によっての繁忙期、閑散期がありますけれども、全体で言えばやはり同じぐらいの割合の方が達成というか、今できている状態でございます。

ただ一方で、御承知かもしれませんが、やはり副校長先生を中心にどうしても業務量が常に多い方がいらっしやるということで、割合としては今6割程度、皆さん達成できていますけれども、やはり今後まだクリアできないといいますか、目標以上の時間外在校時間がある方をいかに業務、働き方改革を進めていくかというのが、大きな課題になるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません。6割ということで、多分、管理職も全部混ぜこぜだと思っ  
うんですけど、管理職の方を除いた方であれば、じゃ、もうちょっと多  
分達成できているという感じになりますか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 そうですね。一方で、副校長だけで見ますと、達成できている方というのが約2割程度、20%を切っている状態ということで、先ほどの全体から比べると、やはり副校長の時間外在校時間というのが全体の中で多くなっているという傾向があるかなと見ております。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

これって先生方もそうだと思うんですけど、この教育委員会の皆さんも、ある程度あんまり働きづめになってほしくないなという思いがあつて、実際皆さんはどうなんですか、これは達成できているんでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それぞれの所管によってやはり業務量の差があります、業務内容もありますので、全体でならせば、当然我々も労働者でございますので、教員と同じような枠の中でやっていきたいと考えています。

ただ、やはり教員と我々一番違うのは、私たち一般の事務職員というのは、いわゆる超過勤務手当、残業したところがあればその分の割増し賃金というのがありますけれども、教員は法律の中で既に調整手当という形になっていますので、ある意味、時間外在校時間というものに対するインセンティブはないという状況があります。そういったものもありますので、特に教員について、それはあるないというわけではなくて、全体として我々一般事務職員との違いというところは1つ考えられるかなということがあるかと思えます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

では、有給休暇についてなんですけど、先生方は実際休めない日はあると思うんですよね。夏休みですとか今の時期しか休めないと思うんですけれども、有給休暇の消化率みたいなものというの把握されていますか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 現在の状況といたしまして、資料8-3の本編で、本区の現状というところがございます。3ページでよろしいかと思うんですが。その中で教員の年次有給休暇の取得状況ということで、年間の取得日数の集計を取っているところがございます。

小学校、中学校、幼稚園それぞれで取っているところがございます。小学校で言えば年間約16日、中学校で15日、幼稚園で11.2日ということで把握してございます。

ただ、やはりこちらの取得日数というのは、増加傾向にありますけれども、まだこれでは十分な休暇が取得できていないのではないかという分析を我々は考えているところがございますので、引き続き有給休暇を取得できるような体制、あるいは取組等を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

すみません。きちんとこちらの本文のほうも読み込めていなくて申し訳ありません。

この取得状況、十数日となっていると思うんですけど、これがリアルなことなんじゃないかと思うんですけど、実際は。現実的に授業の準備ですとか、単純に子どもが来ないから休んでいいというわけでもないのかもしれないんですけど、現実的にはもうこのぐらいから、もう少しずつ1日、2日増やすというのが現実的な路線になるものですか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 そうですね。年間の有給休暇の取得日数としましては今の内容でございますが、目標として今回、成果指標の中にも1個設けているんですが、こちらでは年間で20日というのを1つ目標にしておりますので、こちらの取得日数に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

大体、先生方も20日分というのが繰越しできるという部分では、そこは消化できるよねという思いはあるので、そこはまさに庶務課長が言ったように、そこを目指してというのがあるのかなというふうに思っていますし、また、あと、これにプラスして夏休というのがあったりとかしますので、ぜひそういった部分では働き方改革をうまく進めていきたいなというふうに思っております。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和7年度学校及び幼稚園職場の労働安全衛生についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長

それでは、報告事項3について御説明をいたします。

資料9をお願いいたします。

本区では、江東区立学校衛生委員会というものを設置いたしまして、教職員の職場の安全や健康増進についてに係る取組を進めております。

こちらについては、本年度の取組について御報告をする内容でございます。

初めに、1、定期健康診断の実施結果についてでございます。

令和7年度の受診率95.0%でございました。対象者の中には妊娠中や休職中の職員なども含んでおりますので、自主的な受診率については100%となっているところでございます。

次に、2番目、産業医健康相談でございます。

こちらは申込み制で、月に1回実施しておるところでございます。教職員が、産業医に健康不安などを相談するものでございます。今年度の相談件数が6件となっているところでございます。

次に、項番の3、公務災害の発生件数でございます。

令和7年度につきましては、業務上の災害が15件、通勤災害が4件となっております。各災害の内容につきましては、2ページの参考1に記載をしておりますので、御覧いただければと存じます。

次に、4、職場巡視でございます。

今年度の職場巡視の結果でございます。例年、学校・園を対象に危険有害要因やリスクを発見し、改善を促すために職場巡視を実施しております。今年度は10月に、小学校、中学校、幼稚園各1校、1園それぞれ実施をいたしたところでございます。

この巡視の結果に基づく指摘内容といたしましては、3ページの参考の2に写真で掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。

地震が発生した際の落下防止、避難経路の確保のために、棚の上に物を置かないですとか、工作機械の刃がついたままになっているものがあるということで、適正な管理をすること、また、工具類や刃物類についてはナンバリングをして、適切な管理を努めること等の指摘がございました。指摘事項につきましては、それぞれ各学校・園において改善がなされております。3ページの表で改善の内容を写真で掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。

最後に、1ページにお戻りいただきまして、5番目、自主点検の実施についてでございます。

巡視対象とならなかった学校・園におきましても、チェックリストを配布し、自主的な検査を実施することにより、各学校・幼稚園においての労働安全衛生状況の確認及び向上を図るとともに、公務災害の発生防止に努めているところでございます。

引き続き、安全、健康管理のため、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本案について御質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      説明ありがとうございます。  
教えてほしいんですが、職場巡視というのは、庶務課の皆さんがなさるものですか。

本 多 教 育 長      庶務課長。

瀧澤庶務課長      こちらでございますけれども、事務局と、あと安全衛生委員会、各学校への代表が出ておりますので、そちらの方、あと産業医が実際に各学校を回っております。  
以上でございます。

本 多 教 育 長      安部委員。

安 部 委 員      ありがとうございます。  
この職場というのは、学校の中の例えば給食室とか、調理室みたいなものも及びますか。

本 多 教 育 長      庶務課長。

瀧澤庶務課長      こちらにつきましては、全体の中で見ております。給食室等についても、中までは入っておりませんが、安全衛生の確認の中の一環でやっているところでございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長      ほかいかがでしょうか。  
資料の確認をしいですか。  
参考1の公務災害発生状況なんですけど、令和7年度の災害一覧なんですけど、7番は「令和6年1月19日」と書いてあって随分前の日にちになっているんですけど、理由を教えてください。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長 災害事例一覧につきましては、申請が令和7年度になされたものを、今般、報告の件数として上げさせていただいたところでございます。

7番について申請が遅れた理由としては幾つかありますけれども、公務災害であるということを本人が認識しないで受診をした後に、後から改めて公務災害であることを確認した上で出されたというところでございます。

以上でございます。

本多 教育長 安部委員。

安部 委員 すみません。ちなみに今の公務災害というのは、これは例年このぐらいの件数でしょうか。

本多 教育長 庶務課長。

瀧澤 庶務課長 先ほど資料の1ページ目のところ、3で公務災害の発生件数がございますが、昨年度は業務災害21件、通勤災害5件となっております。過去についても、おおむねこれぐらいの件数というふうに認識してございます。

以上になります。

本多 教育長 よろしいでしょうか。

こうやって見ると、結構多いなという感じはすると思います。休業に至っているか至っていないかというところで書いてあるので、これでおおむね影響が見えるところではありますけれども、当然、公務災害はないにこしたことはないので、安全にできるようにしていければと思っております。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 令和7年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

金指 指導室長 それでは、本件について御報告いたします。

資料の10を御覧ください。

令和7年度の中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業生の在籍者数ですが、合計で2,795人となっております。

まず、進路決定者ですが、2,795人中2,764人で、3月16日現在の進路決定者の割合は98.9%となっております。これは、昨年同期より0.2ポイント高くなっております。

次に、未決定者についてです。

3月16日現在の進路未決定者割合は1.1%であり、昨年同期より0.2ポイント減っております。未決定者31人のうち19人が進学希望です。なお、進路未決定者のうち、就職希望・その他となっている生徒は12人で、昨年度より2人減っております。

今後、都立の全日制三次募集、都立定時制の第二次募集、都立通信制の第二次募集があり、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定であります。

各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで、丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきまして、4月現在の卒業生の進路状況を再度御報告いたします。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項5 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部改正についてを説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 資料11-1をお願いいたします。

本規則は、江東区江東きつずクラブ条例の施行に関し、必要な事項を定めている規則でございますが、1、改正の理由に記載のとおり、きつずクラブの利用申請に係る提出書類の名称及び項目を変更するため、規則の改正を行うものでございます。

2、改正の概要でございますが、まず、(1)ですが、「江東きつずクラブ利用申請書」を「江東きつずクラブB登録利用申請書」に、また、「江東きつずクラブ利用申込書」を「江東きつずクラブA登録利用申込書」に改めるものでございます。

(2)は、「江東きつずクラブ届出事項変更届」を「江東きつずクラブA登録届出事項変更届」に改めるものでございます。

(3)につきましては、きつずクラブ利用申請に係る各種様式について、実運用に沿った形で文言や項目等を整理するものでございます。

3の施行期日ですが、令和8年4月1日としてございます。

4の規則案・新旧改正条文につきましては、資料11-2、11-3のとおりでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 すみません。確認なんですけど、何かが現実的には変わったわけではなくて、A登録、B登録だよというのに、この書類をきちんと足並みをそろえたという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 改正の概要のところにあります（１）、（２）につきましては、様式のタイトルを明確化したということでございます。

（３）につきましては、各様式はこれ以外にもございますけれども、必要な項目、不必要な項目を精査しまして、真に必要なものみに改めたということでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

これ、もともとのやつが駄目ということは全然言うつもりはないんですけど、申請書というのと申込書というのを明確に分けていた理由は何かあったのかなとか思ったんですけど、これは何かあったんですか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 B登録の申請書といいますのは、申請をいただいております場合とできない場合があるというところ、A登録の申込書につきましては、基本的にはお申込みいただければ利用可能というところで、使い分けをしております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

当初予定しておりました案件は以上ですが、本日は追加日程及び追加報告事項がございます。

追加日程については、案件の性質上、追加報告事項については人事案件のため、それぞれ秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、追加日程及び追加報告事項は秘密会といたします。

それでは、審議に入ります。

追加日程第1 議案第21号 審査請求に対する裁決についてを議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

－ ※ 追加日程第1：秘密会により非公開 －

本多教育長 これより追加報告事項に入ります。

追加報告事項1 教育委員会事務局管理職の人事についてを説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、令和8年4月1日付、教育委員会事務局管理職の人事について御報告いたします。

資料13を御覧願います。

初めに、1、担当課長の新設についてですが、令和8年度より庶務課内に教育政策推進担当課長を新設いたします。

分掌事務といたしましては、教育政策の企画及び総合調整並びに特命事項に関することを担当いたします。

次に、2の令和8年4月1日付、教育委員会事務局幹部職員は、新年度の事務局管理職を一覧にしております。

人事異動があったのは、教育政策推進担当課長、学校施設課長、教育支援課長、地域教育課長でございます。

教育政策推進担当課長には指導室事務係の西隈健太郎係長が昇任により着任いたします。学校施設課長は西尾参事に代わり、都市整備部安全都市づくり課の松崎健史課長が着任いたします。教育支援課長は、木内課長に代わり、東村山市立東村山第七中学校長の阿久津健一校長が着任いたします。地域教育課長は大田課長に代わり、総務部人権推進課の野沢直樹課長が着任いたします。

2ページを御覧願います。

3、令和8年4月1日付、転出者でございます。

西尾参事は地域振興部参事として公益財団法人健康スポーツ公社事務局長に派遣となります。木内課長は世田谷区立砧中学校長へ転出いたします。大田課長は生活支援部生活応援課長へ転出いたします。

以上、簡単でございますが、教育委員会事務局管理職の人事についての御報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきまして、本来は教育委員会会議規則で非開示となっておりますが、追加報告事項1は4月1日の発令後に公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第3回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。